

雜錄

本居翁自身も「しらす」と「うしはく」
てふ語を是くの如く無差別に使用し
たり

加藤 玄智

一方にて本居翁が「しらす」と「うしはく」二語の間に、何等が意味の相違ある可き事に氣注いて、宇志波祁流は主としてそこを我物と領居るを云ふ但し天皇の天下所知食ことなどを宇志波伎坐て申せる例さらに無ければ似たることながら所知食などと云とは差別あること、聞えたり

(古事記傳、十四卷、全一、七七五)

と云はれたことは右古事記傳の引用文で明瞭である、而も翁とても必ずしも明治以後の學者の思惟

する如く、此二語の間に左程大なる相違が存すると云ふことは、認められて居なかつたと思ふ、その證據には、同一古事記傳の中に於て、翁は大國主神に對して皇孫の場合と同じく、「しらす」の言葉を使用してをるからである、請ふ左の文に徴せよ。

さて今より皇孫の所治食す可き顯露事とは即朝廷の萬の御政にて現人の顯に行ふ事なり……さて今此大神(大國主神)の其神事を掌り治めすも即ち皇朝の大政を幽に助け奉り給ふなれば……此世間にありとある幽事は悉く此大神(大國主神)の所知看すことぞかし……

(古事記傳十四卷、全集、二、八〇四及八〇五)

斯く大國主神に「うしはく」でなく「しらす」を何遍も翁は用ひて毫も怪まないののである。之を以て見

ても翁の腦裏には「しらす」「うしはく」二語の差別を、さうひどく意識しては居られなかつたものと見える。

× × × × × ×

次ぎに敷田年治大人は「知る」てう語を臣下の場合に用ひてをるから、その事をも此に一寸示して置かう。

文久二年の夏、越後國頸城郡田麥村市郎右衛門と云へるもの垣内の李に、云ひしらぬものおびたゞしく生たり、……其地を預り知れる大草



太郎右衛門より夫々桐箱に納れ徳川へ届け出しは其年の六月廿三日なり

(古事記標註、上卷、二五)

抑大奈母智と申す名義は大地持にて持とは其地を知り有つ意なり、……侯伯を大名小名と云るも大地小地を預り掌るよしの名なり

(全上、三三)

やきたらばさやに納めて壯夫の

心ますくこぐべかりけり

千種有功